

# 州裁判所におけるクラスアクション

楨 博行

## 要 約

1985年に連邦最高裁判所でShutts判決が出され、州裁判所での全米規模のクラスアクション提起が認められた。州裁判所におけるクラスアクションは州制定法によって手続が進行する。州制定法上のクラスアクション規定を分類すると、五つのパターンに分けられる。第一にクラスアクションそのものを認めないもの、第二に模範クラスアクション法を採用するもの、第三にフィールド法典を根拠とするもの、第四に独自ともいえるクラスアクション規定をもつもの、そして第五に連邦民事訴訟規則Rule23を採用するものである。

模範クラスアクション法を採用する州法は、連邦民事訴訟法より詳細化されたクラスアクション成立要件をもつ。さらに、クラスアクションの成立要件が少ないフィールド法典に準拠する州と、独自の規定をもつノースカロライナ州では、判例が要件の詳細化と付加を行ってきた。その結果、連邦民事訴訟法と比べ簡略化した成立要件を備える州制定法は、判例によって連邦民事訴訟法上の要件とほぼ同一と解釈されてきたのである。多くの州法では、その独自性を残しつつ連邦法化が発生している状況にある。

キーワード：クラスアクション、州裁判所

## はじめに

アメリカ民事訴訟における集合代表訴訟であるクラスアクションは、同等な被害を被った多くの者を一括して訴訟手続の遡上に乗せ、被害救済の目的を持つ。そして、個々の被害が些細なものであっても、事実的かつ法的に同一の争点を統合することにより、当事者および裁判所の人的かつ時間的資源の有効活用を図るものである。

元来、全米規模にわたるクラスアクションは連邦裁判所において審理されてきた<sup>1</sup>。しかし、1985年のPhillips Petroleum Co. v. Shutts<sup>2</sup>で連邦最高裁判所は、州裁判所が適正手続の制限を受けながら全米規模のクラスアクションの審理を行うことを認めた。1990年代後半以降、連邦裁判所はク

ラスアクション成立を否定しはじめ、州裁判所にクラスアクションが提起される傾向となった<sup>3</sup>。さらに、同一のクラスアクションが異なる管轄地域で提起される状況が発生した<sup>4</sup>。これらの状況に対して連邦議会は、数年にわたる議論を経た2005年に、連邦裁判所へ大規模なクラスアクションの管轄権を認める立法を行った。これがクラスアクション公正法（Class Action Fairness Act）で、同法により全米規模のクラスアクションは連邦裁判所が専属管轄権を有することになった<sup>5</sup>。まさに連邦議会の立法動向は、州裁判所でのクラスアクションの審理を否定し、連邦裁判所に全米規模のクラスアクションを集約させることにあった。

全米規模のクラスアクションの舞台が州裁判所に移っていた状況にもかかわらず、州法上のクラスアクションを検討する論稿は、州弁護士会の実

務関係のそれを除いてあまり多く見られない<sup>6</sup>。Law Review誌の論稿は、あくまで連邦民事訴訟法上のクラスアクションを検討の中心としている。そこで、次の疑問が生じる。州裁判所における州法に基づくクラスアクションは、連邦のそれと比べ実際にいかなる違いがあるのか。また、全米規模のクラスアクションが州裁判所で起こされるようになったことは、手続的に原告にとって有利だったからではないのか<sup>7</sup>。

これらの疑問を踏まえ、本稿では州法上のクラスアクション成立要件を分析検討する。まず、州制定法上の規定が準拠するものの相違から、各々の州法を分類する。そして、各々の分類に該当する州法上のクラスアクション成立要件を、連邦民事訴訟法のそれと比較しながら分析し検討を加えるつもりである。これらの作業を通じて、州裁判所で審理されるクラスアクションが成立要件という点において、連邦裁判所のそれと比較していかなる現状にあるのか解明するつもりである。

#### 一 連邦法上のクラスアクションの成立要件と州法上の類型

連邦裁判所にクラスアクションを提起するには、まず連邦民事訴訟法Rule23(a)項所定の要件を満たす必要がある。この要件は、(1)当事者が極めて多数で全員の訴訟への参加が不能であること、(2)共通の法的又は事実上の争点が存在し、(3)クラス代表の攻撃防御方法がクラスのそれと同等で、(4)クラス代表がクラスの利益を守る、ものと規定されている<sup>8</sup>。その上で、Rule23(b)項のいずれかの類型に該当する必要がある。(1)号に規定される第一の類型は、個別の訴えでは何らかの支障を来す場合が該当する。すなわち、(A)相手方当事者に矛盾する行為を命ずる危険性が発生し、又は、(B)裁判の当事者でない者の利益を処分することになり、若しくは、その者の利益保護を害することになる危険性を生じる訴えの場合である<sup>9</sup>。(2)号の第二の類型は、差止命令又は宣言的救済が適切である訴えが該当する<sup>10</sup>。そして(3)号の第三の類型となるのが、共通な法的もしくは事実に関わる問題がクラス構成員にあり、か

つクラスアクションが紛争の効果的な裁判に優れている場合の訴えである<sup>11</sup>。第三類型の訴えに該当するには、(A)クラス構成員が個別の訴えを起こした際の利益、(B)その紛争に関して提起された訴訟の範囲と性質、(C)特定の法廷地に集中させることの是非、(D)クラスアクション審理上の予想される困難さ、以上の4事項が考慮される<sup>12</sup>。したがって、連邦民事訴訟法は、(a)項に示される全クラスアクション共通の4要件を具備した上で、(b)項各号に列挙された類型に該当することを求める、2段階のクラスアクション成立要件を規定する。

ところで、州裁判所にクラスアクションを提起する場合、この訴えは当該州の民事訴訟手続に従うことになる。アメリカの各州は独自の民事訴訟手続を有し、そのクラスアクション成立要件も自ずと異なることになる。州制定法上認められたクラスアクションは、実際には連邦よりも州の方の歴史が古く、1849年のニューヨーク州の民事訴訟法典であるフィールド法典(Field's Code)で初めて制定法化された経緯をもつ<sup>13</sup>。概略的に州のクラスアクションを大別すれば、五つに分類が可能である。第一に、制定法上クラスアクションそのものを認めない州があり、判例法上も認めない州と判例法上のエクイティに基づいて認める州に分かれている。第二に、統一クラスアクション法(The Uniform Class Action Act)を採用した後、これを改正した模範クラスアクション法(Model Class Action Act)を継続的に採用し、同法上の要件を必要とする州がある。第三にフィールド法典の要件を必要とする州、第四に独自ともいえるクラスアクション規定をもつ州、第五に1966年に改正された連邦民事訴訟法Rule23の要件を必要とする州がある。

このうち、第一のクラスアクションそのものを制定法上認めない州はミシシッピ州であり、判例もクラスアクションが同州で存在しないことを認めている<sup>14</sup>。また、ヴァージニア州では制定法上クラスアクションの規定は存在しないものの、判例上クラスアクションが認められる余地がある。第二の模範クラスアクション法を採用している州は、アイオワ州とノースダコタ州の2州のみである。第三のフィールド法典上のクラスアクション

要件を必要としている州は、カリフォルニア州、ネブラスカ州、そしてウィスコンシン州の3州である。フィールド法典の州の特徴として、クラスアクションの提起には、確実なクラス存在と、法的にもまた事実的にも明確な利益共有（community of interest）があることが必要とされる<sup>15</sup>。第四の独自の規定を有する州は、フィールド法典準拠州の規定と文言上類似し、判例によって要件の詳細化を図っているものである。ノースカロライナ州がこれに該当する。第五の1966年の連邦民事訴訟法改正法Rule23の要件を求めている州は数多く存在する。これらの州では、連邦民事訴訟法に類似した規定が存在する。それらはクラスアクション成立の条件として、Rule23(a)項の要件を満たし、(b)項の訴え類型に該当することを求めている。

## 二 制定法上クラスアクションを認めていない州

まず、制定法上クラスアクションを認めていない州について概観してみたい。これに該当するものには、クラスアクションそのものを認めない州と制定法上のみ認めていない州が含まれる。まず前者に該当する州はミシシッピ州である。ミシシッピ州では、制定法上クラスアクションを認めていない。ミシシッピ州民事訴訟法の制定の際に、クラスアクションを規定する条文が削除されたのである。ミシシッピ州最高裁判所は、クラスアクションの審理を容易にさせる訴訟制度改革が未だに実施されていないことを、条文削除の理由としている<sup>16</sup>。

ミシシッピ州では、歴史的にエクイティに基づいてクラスアクションが認められていた<sup>17</sup>。しかし、ミシシッピ州最高裁判所は、クラスアクションの規定が存在しておらず、そしてミシシッピ州民事訴訟法が全ての民事訴訟に適用されることを理由に、州法上のクラスアクションを否定したのである<sup>18</sup>。したがって、同州では制定法上および判例上クラスアクションは存在しない。

クラスアクションの代表的性質、すなわち原告代表が訴えの提起および進行を行う点を除いて、共同訴訟の弾力的運用によりクラスアクションに

類似した効果を発生させられるのではないか。これについて、ミシシッピ州民事訴訟法20条のコメントによれば、共同訴訟の成立には各当事者を結びつける明らかな事件が必要とされる<sup>19</sup>。この明らかな事件とは、20条所定の取引関係等であると限定的に解釈されている<sup>20</sup>。この点からミシシッピ州では、共同訴訟の成立が厳格化されており、クラスアクション類似効果発生は困難な状況にあると見てよいであろう。

ヴァージニア州も州法上クラスアクションを認めていない。歴史的にはエクイティ上で代表当事者（parties by representation）による訴訟が認められていた<sup>21</sup>。制定法では、多数請求者訴訟法（The Multi Claimant Litigation Act）が、共同訴訟、訴えの併合、および移送を規定している。この多数請求者訴訟法は、州事実審裁判所が特定の裁判所へ訴えを移送できる旨を定めている<sup>22</sup>。移送が認められるためには、次の3つの要件を満たす必要がある。まず第一に、6人以上の原告によって提起された複数の訴えが、共通の法的又は事実上の問題を含み、同一の一個または一連の取引および事件から発生する場合である。第二に、共通する法的又は事実上の問題が、複数の訴えの中で明確かつ重要となっている場合である。そして第三に、訴えの併合又は移送命令が正義と公正かつ効率的な訴訟を促し、適正手続と矛盾せず、そして個々の当事者が有する訴えの公平な解決を得る権利を侵害しない場合である。考慮すべき要素として規定上例示列挙されているのが、共通する法的又は事実上の問題の性質、当事者・証人・代理人の便宜、訴訟と代理人の業務とが関連する段階、裁判所施設と人員の効率的活用、そして法廷の日程等である<sup>23</sup>。

複数の訴えは州事実審裁判所に訴状が提出されるか、適切に移送された際に、同じ裁判所に係属するものとされる<sup>24</sup>。そして受訴又は移送を受けた裁判所は、6人以上の原告によって提起された個々の訴えを併合する<sup>25</sup>。6以上の民事訴訟が異なる州事実審裁判所に係属する場合、当事者の申立てにより、ヴァージニア州最高裁判所が指名した事実審裁判所裁判官で構成される法廷が、移送される裁判所を決定する<sup>26</sup>。

ヴァージニア州制定法では代表の要件が定めら

れておらず、クラスアクションが認められていない。しかし、過去にエクイティは、原告が他の者を代表して訴えを起こすことを認めていた<sup>27</sup>。このエクイティに基づく代表訴訟では、多数の原告の存在と原告間で明らかに共通する利益が必要であった<sup>28</sup>。19世紀中葉以降、ヴァージニア州裁判所は違法な課税や行政命令に対する差止請求事件で代表訴訟の成立を認めてきた<sup>29</sup>。特に多数の原告の存在について、明確な数値基準は示されていない。ただし、1855年にヴァージニア州裁判所は原告代表が約200人の原告を代表することを認めていた<sup>30</sup>。さらに1892年にも、約200人の原告を代表する株式購入契約の無効と契約金返還請求の訴えが成立していた<sup>31</sup>。

ヴァージニア州では、ヴァージニア州憲法に違反せず、州議会で立法によって変更されない限り、イギリス判例法が効力を有する<sup>32</sup>。州議会がクラスアクションを制定しなかったことを、イギリス判例法上の法理を廃止したものではないと解釈すれば、エクイティ上の代表訴訟は存続していることになる。しかし、ヴァージニア州のクラスアクション調査報告には、エクイティに基づいて代表訴訟を提起し、またそれについての是非を判断した最近の事例はない<sup>33</sup>。クラスアクション成立がエクイティに基づいて認められるか否かについては、明確に判断できない状態である。

### 三 模範クラスアクション法を採用する州

この類型に該当する州として、まずアイオワ州がある。同州では1966年以前の連邦民事訴訟法の旧クラスアクション規定を採用し、クラスアクションを認めていた。模範クラスアクション法の前身である統一クラスアクション法は、統一州法委員会(the National Conference of Commissioners on Uniform State Laws)により1976年に成立した。アイオワ州はこれを1980年に採択し、同法に基づきクラスアクションを認めることになった<sup>34</sup>。同法は1987年に模範クラスアクション法に改正され、それ以降も同州で継続的に採用されている。

この模範クラスアクション法に基づいたアイオワ州法では、クラスアクション提起の前提が連邦

民事訴訟法Rule23(a)項(1)号および(2)号と共通である。すなわち、クラスが多数で構成され共同訴訟が不能で<sup>35</sup>、クラス構成員間に共通の法的又は事実上の問題が存在することである<sup>36</sup>。連邦民事訴訟法Rule23(a)項(4)号所定の原告代表がクラスの利益を守るという要件も、アイオワ州法と共通である<sup>37</sup>。連邦民事訴訟法Rule23(a)項(3)号の、原告代表の攻撃防御方法がクラス構成員と共通という要件は、アイオワ州法では存在していない。連邦民事訴訟法Rule23(b)項(1)号所定の、クラスアクションが紛争の効果的な裁判に優れている場合の要件は、公平かつ適切な裁判となるという文言に変更され、アイオワ州法でもクラスアクション承認の要件となっている<sup>38</sup>。したがって、アイオワ州法上クラスアクションが成立するためには、第一にクラスが多数で構成され、第二にクラス構成員間に共通の法的又は事実上の問題があり、第三に原告代表がクラスの利益を守り、そして第四にクラスアクションが紛争の公平かつ適切な裁判となることが要求されている<sup>39</sup>。

アイオワ州法は連邦民事訴訟法と異なり、原告代表が公平かつ適正なクラスの代表となるための3つの要件を定めている。これらは、第一にクラス代表の代理人が適切にクラス利益を代表すること、第二にクラス代表がクラスアクション係属の際に利益が相反しないこと、第三にクラスの利益が侵害されないためにクラス代表に十分な資力があることである<sup>40</sup>。この原告代表要件の詳細化に現れるように、模範クラスアクション法では明確なクラスアクション成立要件が求められている。まさにその細かさが、連邦民事訴訟法との相違といえる。

この点は、紛争の公平かつ適切な裁判となるかの要件に関しても明らかである。この要件を満足させるための、13項目にもわたる考慮すべき基準が列挙されているからである<sup>41</sup>。ただし、13項目のうちの数項目は、連邦民事訴訟法の規定と同一となっている。b号の個別の訴えによって相手方当事者に矛盾する行為を命ずる危険性<sup>42</sup>、c号の個別の訴えによる他のクラス構成員の利益侵害<sup>43</sup>、についてはRule23(b)項(1)号の要件に合致する。さらにd号の差止命令や宣言的救済がクラス全体に適切かついても、Rule23(b)項(2)号の要件と

同等である<sup>44</sup>。h号のクラス代表以外の当事者が個別の訴えを起こせば利益を有するか、i号のクラスアクションが他の手続での請求を含んでいるか、j号の他の法廷地でクラスアクションを提起すべきかも、Rule23(b)項(3)号の(A)(B)(C)の各々に対応している。同様に、k号のクラスアクションの維持の困難さ、1号の準拠法決定上の争点の困難さについても、Rule23(b)項(3)号(D)のクラスアクション審理上予想される困難さに対応している。

連邦民事訴訟法はRule23(a)項でクラスアクションの一般的前提を示した上で、同23(b)項でより具体的なクラスアクションに応じた要件を定めた。それに対して、模範クラスアクション法はクラスアクションの内容に分類した構成を行っていない。成立要件列挙の後に別条文で考慮すべき基準を挙げ、そこで訴えの内容を分類している。また、連邦民事訴訟法と文言上重複するものが多くあるものの、模範クラスアクション法はより詳細な規定で、クラスアクション成立に明確な指針を与えるものになっている。ただし、成立要件の詳細化によりクラスアクション成立の審理は検討すべき対象が多くなり、それだけ裁判所の負担が増大することも考えられる。

ところで、クラスアクション成立の挙証責任は原告側にあり<sup>45</sup>、要件が全部満たされない場合にはクラスアクション成立は否定される<sup>46</sup>。またアイオワ州最高裁判所は、州事実審裁判所のクラスアクション可否の判断が裁量権濫用に基づいて行われた場合に限り、それを破棄できることを示している<sup>47</sup>。したがって、クラスアクション成立のみならずその変更も困難であるのが、模範クラスアクション法の特徴といえる。

同じく模範クラスアクション法を採用するノースダコタ州においても、同法の採用でクラスアクション規定が改正された<sup>48</sup>。しかし、この改正にもかかわらず、判例はノースダコタ州のクラスアクションに対する考えには変化がないことを示している<sup>49</sup>。この考えは、裁判所が「クラスアクションに対して開放的かつ受容力のある姿勢を示すべくRule23を解釈する」<sup>50</sup>と、クラスアクションに対する積極的な是認である。ところで、クラスアクションを規定するノースダコタ州民事訴訟法

Rule23も、アイオワ州法と同一となっている。すなわち、クラスアクション成立には、原告クラスが多数から構成され<sup>51</sup>、共通の法的又は事実上の問題が存在し<sup>52</sup>、紛争の公平かつ効率的裁判となり<sup>53</sup>、そして公平かつ適切な代表が行われている<sup>54</sup>ことが必要である。また、クラスアクション成立の可否の命令には、様々な基準<sup>55</sup>についての判断理由が示されなければならない<sup>56</sup>。

模範クラスアクション法は、クラスアクション成立の可否を、特に公平かつ効率的裁判に求めている。13項目にわたる公平かつ効率的な裁判の要件を満足させる基準が<sup>57</sup>、同法ではこの要件を重視していることを表している。それに加えて、成立要件を代理人、クラス代表、クラス代表の資力に具体的に求め<sup>58</sup>、代表の適切性を重要視することも模範クラスアクション法の特徴である。アイオワ州最高裁判所判決は、この代表の適切性がクラスアクション成立の要件として最も重要であることを示している<sup>59</sup>。

#### 四 フィールド法典上の要件を必要とする州

フィールド(Field)によって提出されニューヨーク州議会によって追加された同州民事訴訟法上の規定<sup>60</sup>を、クラスアクション成立の根拠とする、いわゆるフィールド法典準拠州がある。フィールド法典では、「問題が多くの人に共通若しくは普遍的な利益に関わるものであり、又は当事者が多数にのぼり全てが出廷することが実際に不可能である場合には、1人又は複数の者が全ての利益のために訴えを提起することができる」<sup>61</sup>と、クラスアクションの原型となる訴えを認めていた。フィールド法典の下でこの訴えを提起する場合には、多くの者に共通な法的問題の存在と当事者が多数にのぼる必要があった。

カリフォルニア州では、クラスアクションはカリフォルニア州民事訴訟法382条<sup>62</sup>に規定されており、制定以降ほぼ改正がなされていない。同条は、「問題が共通の利益に関わるものであり、又は、当事者が多数にのぼり、そしてそれら全てが出廷することが実際に不可能である場合には、1人又は複数の者が全ての利益のために訴えを提起することができる」<sup>63</sup>と規定する。文言上、

フィールド法典とほぼ同一となっている。

ただし、判例では次の2つの成立要件が必要とされている。すなわち、第一に、確かなクラスが存在すること。そして第二に、代表される当事者に影響を与える法的または事実上の問題について、明確な利益共有が存在することである<sup>64</sup>。確かなクラスは、裁判所がクラス構成員と救済形成でクラスの統一性の有無を決定できるに十分な、明確性と客観性をもつ必要がある<sup>65</sup>。次に利益共有は、第一に顕著な共通の法的又は事実上の問題、第二にクラスに特有な攻撃防御を有する代表、そして第三に適切にクラスを代表する代表者であることの三要素を具備すればよい<sup>66</sup>。

上の2要件が満足されるために、判例はさらに5つの考慮すべき要素を示している。第一に多数の当事者が存在すること、第二にクラス構成員に法的又は事実上の共通点があること、第三にクラス代表の請求がクラス構成員のそれに典型であること、第四に適切な代表であること、そして第五にクラスアクションが他の紛争解決手段よりも優れていることである<sup>67</sup>。特に第三、第四、第五の3つの要素は、連邦民事訴訟法Rule23(a)項(1)号所定の、クラス代表の主張がクラスに典型、適切な代表、クラスアクションの優越性に完全に対応している。判例によれば、第一の要素は、クラス構成員が多数であり、全ての構成員が訴訟参加することは不可能な場合、第二の要素は、クラスに共通する法的又は事実上の問題が、個々人のそれに優る場合を各々指す。さらに、第三の要素は、原告代表の主張が、一般的に原告クラスのそれに典型の場合に該当する。第四の要素である適切な代表は、クラス代表が公平かつ適切にクラスの利益を保護する場合を指す。そして最後に、第五の要素であるクラスアクションの優越性は、クラスアクションが紛争解決の方法として公平かつより効率的であることである<sup>68</sup>。

以上の民事訴訟法382条に加え、1970年に制定された消費者救済法（Consumer Legal Remedies Act）にもクラスアクション規定がある。同法は、商品の売買又はリース、さらに消費者へのサービスで発生した不正競争や詐欺的行為による、損害の救済を目的として制定された<sup>69</sup>。同法1781条は、消費者が救済を求めるクラスアクション

を提起するための4つの要件を定めている。これらの要件は、第一に全クラス構成員が訴えを提起するのが不可能であること、第二にクラスに共通の法的又は事実上の問題が個々のクラス構成員に共通するか優越すること、第三に原告代表の攻撃防御がクラス全体のそれに典型的であること、そして第四にクラス代表は公平かつ適切にクラスの利益を保護することである<sup>70</sup>。このクラスアクション規定上の成立要件は、クラスアクションの優越性が欠けている点を除けば、州民事訴訟法の判例による解釈と同一である。実質的に州民事訴訟法上のクラスアクションよりも成立要件が少ない分、同法上のそれはより柔軟に成立が認められるといえる。

カリフォルニア州では、制定法の存在にもかかわらず、判例がクラスアクション成立要件を設定し、成立基準を詳細かつ明確化してきた。この設定された成立要件の基本となるものが、確かなクラスとそこに明確な利益共有が存在することである。明確な利益共有は、制定法上の共通の利益を換言したものといえよう。文言上の共通の利益が、判例上反復して要件として言及されている。かように考慮すると、多数の当事者間に存在する利益が共有される状態こそが、クラスアクション成立に特に重視されているといえる。さらに、制定法上の要件を詳細化する過程で、判例は連邦民事訴訟法上の成立要件に合致させてきた。これはまさに、カリフォルニア州裁判所がクラスアクション成立について連邦法と一致させる意思表示を行ったものと考えられる。州裁判所は、連邦民事訴訟法Rule23(b)項(1)号と(b)項(2)号のクラス承認規定に基づいて、これらの項が予定する状況の下でクラスアクションの成立を認めている<sup>71</sup>。連邦法をクラスアクション成立の指針とするこの州裁判所の方向性は、カリフォルニア州最高裁判所が連邦法上の規定のみならず、それを解釈した連邦裁判所判決も成立根拠とする旨を示していることから明らかである<sup>72</sup>。すなわち、カリフォルニア州は、少ないクラスアクション成立要件を規定する制定法を有しながら、判例によりその要件の詳細化がなされ、連邦法に同調するものとなっている。

次に、ネブラスカ州もフィールド法典に準拠し

たクラスアクション手続を有する。クラスアクション規定であるネブラスカ法典25章319条は、次のように定めている。すなわち、「問題が多数の者の共通の利益に関わるものである場合、又は当事者が多数でありかつ全てが実際に出廷するのが不可能である場合には、1人又は複数の者が全ての利益の為に訴えを提起することができる」<sup>73</sup>と、カリフォルニア州民事訴訟法の規定とほぼ同一である。

広範にクラスアクション成立を認めるものと解釈される文言にもかかわらず<sup>74</sup>、ネブラスカ州最高裁判所はクラスアクション成立を制限する傾向にある<sup>75</sup>。この制限は、クラスアクション成立の要件が判例で詳細化されたことで発生した。具体的には、第一に適切な共同訴訟が行われていること、第二に利益が相反していないこと、第三にクラスアクションの必要性が存在すること、そして第四にクラスアクションの維持が可能であること、以上の4要件がクラスアクション成立に必要であるとされている<sup>76</sup>。前者の2要件は共通の法的又は事実上の問題の存在であり、後者の2要件は当事者が多数ということになる<sup>77</sup>。

まず適切な共同訴訟となるためには、クラス構成員が共同して訴えを提起可能な程度にまで利害を一致させる必要がある<sup>78</sup>。したがって、共通の法的又は事実上の問題が存在し、それが個々の構成員特有の利益よりも優先されるものでないとならない<sup>79</sup>。次に利益相反の不在については、まずクラス代表の請求がクラスの典型であり、かつクラスの利益を保護するものでなければならない<sup>80</sup>。ある者がクラス構成員となり経済的損失を被った場合、クラスアクションはこの者に対して利益が相反することになる<sup>81</sup>。この利益相反の基準については、クラスアクション成立の多大な障害となると批判されている<sup>82</sup>。以上の2要件が満足されると、法的又は事実上の問題が存在することになる。

第三にクラスアクションとして多数当事者の訴えを成立させる必要性について、この要件の当事者の多数を決定する数的な基準は存在しない。しかし、個々の訴えによってクラスアクションと同一の結果となる場合には、不適切なクラスアクションとなることが示されている<sup>83</sup>。

クラスアクションとして訴えを提起するには、訴えを併合する何らかの利点を示す必要性が要求されるのである。最後にクラスアクション維持可能性については、判例では賠償の配分が極めて困難で実行不可能な場合には、それが認められないと判断されている。損害賠償が給付される者の特定と公平な配分が、クラスアクション維持の重要な要素となっているのである<sup>84</sup>。

フィールド法典に準拠する州の最後に、ウィスコンシン州がある。同州の規定もカリフォルニア州およびネブラスカ州と同じく、クラスに共通な問題の存在又は多数の当事者の存在のみをクラスアクション成立要件として示している。「裁判所に提起された問題が多数の者の共通の利益に関わるものであり、又は当事者が多数で全てが実際に出廷できないことが不可能な場合、一人又は複数の者が全ての者の利益の為に訴えを提起することができる。」<sup>85</sup>と、文言上裁判所に (before the court) が加えられていることを除いて、カリフォルニア州およびネブラスカ州とほぼ同一である。

ウィスコンシン州最高裁判所は、文言上の要件をさらに詳細化してクラスアクション成立を判断している。その意味で、前述の二州と同じく文言は必ずしも支配的ではない。当該裁判所は、第一にクラス代表がクラス構成員と共通の権利と利益を有し、第二にクラス代表は法的問題が公平に裁判される権利と利益を有し、そして第三に当事者が多数で全てが出廷できないことが不可能な場合、以上の3要件がクラスアクション成立に必要であることを示した<sup>86</sup>。これらの要件に加え、クラス代表とクラス構成員に共通する問題が、個々のクラス構成員に特有のものよりも重要である点も、考慮すべき要件として考えられていた<sup>87</sup>。近時の判例においては、この点も満足される必要性が指摘され、第四の要件として認められるに至っている<sup>88</sup>。

以上の4つの要件について、まず第一に共通の権利と利益が満足されるには、全てのクラス構成員が訴訟上同一の結果を望んでいることが必要とされる<sup>89</sup>。ただし、各々の構成員の法的地位が同一であり<sup>90</sup>、それが同一の権原から派生し<sup>91</sup>、そして全ての利益を共有する必要はない<sup>92</sup>。クラ

スを構成する個々の訴えが同一の違法行為から発生し、法的又は事実上の共通の利益の共有が存在すれば、この要件は満たされると考えられている<sup>93</sup>。第二に代表の権利と利益に関しては、クラス代表が少なくともクラスに共通の利益を共有する必要がある<sup>94</sup>。具体的には、クラス代表又はその代理人が他のクラス構成員の利益に相反するか、また代理人が訴訟追行上適任となるかが判断基準となっている<sup>95</sup>。クラスアクション上の請求を理解する者であれば、代表となることが可能となる<sup>96</sup>。代理人が訴訟追行上適任か否かは、代理人の専門性から判定可能である。第三に当事者が多数であることについては、数的な判断基準は示されていない。約150人の原告でクラスアクションの成立を認めた例はあるが<sup>97</sup>、実際に多数か否かの基準の設定は困難で、数的基準のみでこの要件の具備が決定されるとは判例も考えていない<sup>98</sup>。最後にクラスとして訴訟が維持できるかどうかについては、個々のクラス構成員に特有の問題が多く存在する場合には維持が不能となり、クラスアクションは成立しないと判断されている<sup>99</sup>。

フィールド法典に準拠するカリフォルニア州、ネブラスカ州、そしてウィスコンシン州の各州のクラスアクション規定は、クラス構成員に共通な問題の存在又は当事者が多数であることにクラスアクションの成立要件を求めている。文言上は成立要件が選択的に一点のみであるが、判例が要件を詳細化および付加してきた。この要件の詳細化の過程で、連邦民事訴訟法上の文言とは異なるものの、ほぼ同一内容となる要件が認められてきた。すなわち、クラス代表の主張がクラスに典型であること、適切な代表であること、そしてクラスアクションに紛争解決上の優越性があることが、新しい要件として付け加えられてきたのである。さらにカリフォルニア州においては、連邦民事訴訟法の規定を援用することすら認められている<sup>100</sup>。したがって、文言上はクラスアクションの成立を広く認めるフィールド法典に準拠する州であっても、判例によってその成立要件が厳格化され連邦民事訴訟法に類似する内容となっている。

## 五 独自のクラスアクション規定を採用する州

ノースカロライナ州では、クラスアクションを認めるノースカロライナ州民事訴訟法Rule23(a)は、「クラスを構成する者が多数で、全てが出廷することが実際に不可能な場合、それらの者のうち公平に適切な代表となることができる単一または複数の者が、全ての者の為に訴えを提起できる。」<sup>101</sup>と規定する。したがって、文言上は当事者が多数であること、及び適切な代表がクラスアクション成立の要件となる。文言上その要件の少なさの点から、ノースカロライナ州のクラスアクション規定は、フィールド法典準拠州の規定に類似している。連邦法と比較すれば、連邦民事訴訟法Rule23(b)項(3)号の要件である、クラス構成員に共通する法的又は事実上の問題の要件を同州法は定めていない。さらに、連邦民事訴訟法がクラス成立承認についての審査を定めているのに対して、ノースカロライナ州法にはその規定が存在しない<sup>102</sup>。連邦民事訴訟法Rule23(c)項は、クラスアクション成立を承認した場合でも終局判決前に変更又は訂正を可能にしており<sup>103</sup>、さらに特定の争点やサブクラスに分割する命令を発することを認める<sup>104</sup>。しかし、ノースカロライナ州民事訴訟法にはそれらの規定が存在しないのである。

判例によると、ノースカロライナ州民事訴訟法Rule23(a)に基づいてクラスアクションを提起するには、まずクラスが存在することが前提となる。クラス代表とそれ以外のクラス構成員が、同一の法的又は事実上の問題について利益を有し、それが個々のクラス構成員が有するものより重要である場合に、クラスの存在が認められる<sup>105</sup>。この前提が満足させられると、次の4要件の具備が求められる。第一に当事者が多数であること、第二に代表が適切であること、第三にクラス代表の請求がクラスのそれに典型的であること、そして第四にクラスアクションが個別の訴えに優越することである<sup>106</sup>。

まず、前提となるクラスの存在は、全クラス構成員が同一の利益を有さなければならないが<sup>107</sup>、クラス構成員間での利益共有までは必要とされていない<sup>108</sup>。次に成立要件の第一である当事者が多数であることについては、全クラス構成員による



共同訴訟が不能でかつ不便であれば、出廷不能の要件は満たされる<sup>109</sup>。しかし、どの程度が不能でかつ不便であるのかについての明確な基準はなく<sup>110</sup>、多数の判断基準についても個々の事例によって変化する<sup>111</sup>。第二の代表の適切さに関しては、①クラス代表は全クラス構成員の利益を代表し、②クラス代表とその他のクラス構成員間に利益衝突が存在せず、③クラス代表がクラスアクションにおいて真正の利益を有し、④クラス代表は州裁判所管轄外でも適切に代表できることが求められている<sup>112</sup>。第三の代表の請求がクラスのそれに典型か否かについては、それがクラスアクション成立の要件であるとは示されるものの<sup>113</sup>、典型の意味を解釈した判例は実際には存在しない。そして最後に、クラスアクション上の問題が個々のクラス構成員のそれよりも優越するかの点に関して、ノースカロライナ州最高裁判所はクラスアクションが紛争解決の手段として他の方法に優る場合、それに該当することを示している<sup>114</sup>。すなわち、クラスアクションが、多数の訴えとその各々異なる結果を発生させることを防止する可能性がある、その成立が認められるのである<sup>115</sup>。

ノースカロライナ州のクラスアクション規定は、当事者の多数と適切な代表の2点をクラスアクション成立要件としている。しかし、判例はまずクラスの存在をその成立の前提として設定した。その上で、クラス代表の請求がクラスのそれに典型であること、クラスアクションが個別の訴えよりも訴えの形式として優れていることを、解釈上要件化してきた。その結果、連邦民事訴訟法Rule23上の要件との相違は、クラスアクションの優越性のみということになった。

## 六 連邦民事訴訟法Rule23に準拠する州

州制定法の文言および条文構成上若干の相違があるものの、連邦民事訴訟法Rule23のクラスアクション成立にかかる(a)および(b)項にはほぼ準拠する州が、ワシントンD.C.を含め全米51州のうちかなりの数を占める<sup>116</sup>。さらに、クラスアクションの許可命令、訴訟指揮、和解にかかる(c)から(e)項についても同様である。これらの州は連邦民事訴訟法1966年改正法に全て準拠するものの、

その後の改正を採用するかによって各々若干相違する。その中でも、クラスアクション成立における手続理念の相違を明確に示している州が存在する。これらの州を類型化すれば、第一に法の適正手続を文言上強調している州、第二にクラス成立のための口頭弁論を開く州、第三にクラス構成員への通知を重要視した州、第四にクラス承認により制限を加えた州、第五に手続的曖昧さを示す州に分類が可能となる。

まず、第一の類型に属する州として、ニュージャージー州がある。同州のクラスアクション規定は<sup>117</sup>、連邦民事訴訟法Rule23(a)項と同様にクラスアクション成立の前提として、当事者の多数性、共通の問題の存在、典型性、そして代表の適切性の4要件を定めている<sup>118</sup>。その上で、連邦民事訴訟法Rule23(b)項と同じく、訴えの内容別の要件を満たすことを求めている<sup>119</sup>。ただし、クラスアクション係属にかかる諸命令を規定する同法Rule23(c)項の「合理的な努力により特定可能な全てのクラス構成員に個別的通知を含む」を、「法の適正手続(due process)に合致して」<sup>120</sup>に改めている。さらに判決の効力が及ぶ範囲を規定する同法Rule23(c)項(3)号に、「法の適正手続に合致して、当該状況の下で実行可能な程度にまで」<sup>121</sup>と、「法の適正手続に合致して、流動的なクラスに利益を与える」<sup>122</sup>を加えている。

したがって、同州法では、クラスアクション成立要件に関して連邦民事訴訟法と相違はない。ただし、法の適正手続の文言を加えて、クラスアクション成立を制限する概念の明確化を行った。この法の適正手続を重視する規定の意味を直接示す判例はない。しかし、通知は必要ではないが個別的通知を行うことは法の適正手続に合致する旨を示した判例は存在する<sup>123</sup>。あくまでも間接的にはあるが、同州法は明文に法の適正手続を盛り込むことで、クラスアクション適正化を意図しているのではなかろうか。

第二の類型に属する州にメリーランド州がある。同州法においては、連邦民事訴訟法上の規定と類似するものの数箇所の変更点がある<sup>124</sup>。まず第一に、「正義が否定しなければ」<sup>125</sup>の文言が、そして第二に連邦民事訴訟法Rule23(c)項(1)号に、当事者の申立てにより、クラスアクション承

認の口頭弁論を開く旨が加えられている<sup>126</sup>。第三に、証拠調べにおける当事者はクラス代表のみとされるが、裁判所は当事者の申立てにより、クラス構成員による証拠開示を認めることが可能になっている<sup>127</sup>。

これら一連の文言が加えられたことは、適正手続の実現化を目指し、クラスアクションの効率的運用を図ったものと考えられる。というのは、同州のクラスアクションの目的を、訴えの併合にかかる過度の実行困難さを克服するものと認識したことから明らかである<sup>128</sup>。また、クラスアクション成立の申立てが行われた場合、必要的当事者が参加しないことを理由として訴えを却下することは、事実審裁判所の裁量権の濫用であると判断されている<sup>129</sup>。必要的当事者の不参加にもかかわらずクラスアクションの成立を認めようとすることは、州裁判所がクラスアクションの目的を斟酌して成立を積極的に承認しようとする姿勢にあることを示している。したがって、メリーランド州法はクラスアクションを是認する関係上、それに対峙する法の適正手続の実現を明確化して、クラスアクションの効率化を目指したといえる。

第三の類型に属する州がオレゴン州である。同州法では、損害賠償を求めるクラスアクション申立てを行う前に、原告が被告にクラスアクション提起の通知を行うことを求めている<sup>130</sup>。この事前の通知は、差止命令等エクイティ上の請求を行うクラスアクションでは求められていない。さらに、争点の複雑さと訴訟費用の視点から、クラスアクションが他の裁判方法に優越する要件の考慮事項に、クラス構成員の得る救済の範囲を加えている<sup>131</sup>。

通知に関して、その目的も含めて判断した判例は存在しない。ただし、クラスアクション提起の通知が損害賠償を請求する訴えに限定されているので、被告は訴訟費用及び損害賠償確保のためにある程度の準備期間を有するという利点がある。また、考慮事項を加えたことについても、その目的を判断した判例は存在しない。しかし、以上2点の連邦民事訴訟法にはない追加挿入事項は、救済の確保に関して共通の目的をもつものであると理解できる。事前の通知と考慮事項に救済の範囲を加えたことは、まさに救済がオレゴン州法の特長と考えられる。

第四に、ルイジアナ州法では連邦民事訴訟法Rule23(a)項に、クラス成立が客観的基準で判定される趣旨を加えている。すなわち、「クラスは、裁判所が判決の終局性を目的に、クラスの基盤を決定できるような確実な基準に基づいて客観的に決定される」<sup>132</sup>と規定している。この規定は連邦民事訴訟法には明文化されていないが、連邦裁判所がクラスの存在の要件として認識してきたものと考えられており<sup>133</sup>、同州法に特有とはいえない。また、判決の終局性が明記されているものの、本案の審理までにクラス構成員の確定を行えなかったことが、クラスアクション成立を妨げるものではないと解釈されている<sup>134</sup>。この解釈に基づくと、文言上客観性をうたい厳格な基準を求めているにもかかわらず、実際にはこの規定は厳格性はなく弾力的運用が求められているといえる。

また同州法では、連邦民事訴訟法Rule23(b)項(3)号のクラスアクションの優位性を決定する4つの要件に、別の要件を加えている。「クラス成立が承認されない場合に、個々のクラス構成員が請求を行う実際の能力」<sup>135</sup>と、「当然関係する公益と権利を主張することを含んで、クラスに求められた救済がクラス訴訟の経費と負担を正当化する範囲で」<sup>136</sup>の2つである。前者は、個々の請求額が訴えを個別に提起するに十分である場合を、そして後者は、個々の請求額が少額でクラスを維持するには困難となる場合を対象とすると解釈できる<sup>137</sup>。そこで、ルイジアナ州は制定法上でクラスアクション成立の要件を詳細化しており、成立を困難とさせる傾向にあるといえる。ただし、この傾向は和解には該当しない。というのは、ルイジアナ州法では連邦民事訴訟法とは異なり、クラスアクションの優位性の成立要件を満たさなくても、和解を目的に当該クラスアクション成立の承認を求めることが可能だからである<sup>138</sup>。これに関する判例は存在しないが、クラスアクション成立の要件が満足されない状況でも、和解が目的であれば容易にクラスアクションが成立する。そこで、連邦裁判所よりもルイジアナ州裁判所でクラスアクションが多く提起されることになる。ルイジアナ州では、成立要件が連邦よりも多い。しかし同州では、和解を目的とする限り、優位性要件以外の州法上の要件を満たせば<sup>139</sup>、ほぼ自動的に

クラスアクションが成立することになる。ルイジアナ州がかような規定を設けた理由は不明であるが、前述したクラスアクション規定の弾力的な運用から考慮すれば、実際には矛盾がないのかもしれない<sup>140</sup>。

最後に、第五の類型に該当するのがマサチューセッツ州である。同州法では第一に連邦民事訴訟法Rule23(c)項(1)号(A)所定の、クラスアクション提起がなされると直ちにその成立を決定すべき旨の規定が存在しない。その結果、同州においてはクラス成立の時間的制限が曖昧となり<sup>141</sup>、さらに終局判決までにクラスアクションの成立を決定することも解釈上可能となる<sup>142</sup>。第二に連邦民事訴訟法Rule23(c)項に規定される、限定された争点のみのサブクラスの成立に対応する規定は存在しない。それが存在しないのは、争点のみのクラスアクションを認めない趣旨であると解されているが<sup>143</sup>、実際には事実審裁判所では争点のみのサブクラスを認める例があることが報告されている<sup>144</sup>。

第三にクラスアクション成立の要件に連邦民事訴訟法との間で相違があり、マサチューセッツ州では文言上要件を緩和している。連邦民事訴訟法Rule23(b)項(1)号と(2)号には、クラスアクションでなければ相手方当事者に矛盾した結果を発生させ、出廷しないクラス構成員に害を与える場合と、差止命令による救済の場合が規定されている<sup>145</sup>。しかし、マサチューセッツ州法にはこれらの規定が存在しない。さらにマサチューセッツ州法においてはそのRule23(b)に、連邦民事訴訟法Rule23(b)項(3)号の考慮項目が列挙されていない<sup>146</sup>。判例では、マサチューセッツ州民事訴訟法Rule23(b)の個別クラス構成員の問題に優る共通の法的又は事実上の争点が存在し、クラスアクションが紛争解決の公平かつ効率的な方法となる場合に、クラスアクションの成立を認めている<sup>147</sup>。したがって、文言に限定されない弾力的解釈となる。

最後に、マサチューセッツ州法上では潜在的クラス構成員に通知を行うことも、またクラス離脱の機会も許容されていない。クラス成立が認められると、全クラス構成員のために全ての争点が解決される必要が発生する<sup>148</sup>。そこでマサチューセッツ州裁判所では、大規模不法行為訴訟などクラス構成員間で損害賠償額に相違があるクラスア

クションは成立が困難となる<sup>149</sup>。

マサチューセッツ州法では、クラス成立の承認の時間的制限が曖昧であり、連邦民事訴訟法Rule23(b)項と比べ簡略化されているという点から、必然的に解釈が必要となる。その結果、司法裁量の幅が拡大することになる。特にマサチューセッツ州民事訴訟法Rule23(b)は、共通な法的もしくは事実に関わる問題がクラス構成員にあり、それが個人にのみ関わる問題に優越し、かつクラスアクションが紛争の効果的な裁判に優れている場合に、クラスアクション成立要件を求めている<sup>150</sup>。連邦民事訴訟法のように、求められる救済によって成立要件が詳細化されていない。この一般性を有する成立要件がゆえに弾力的解釈となり、マサチューセッツ州裁判所は広範な司法裁量を持ち込むことになる<sup>151</sup>。特にクラスアクションが他の方法よりも優れている場合の判断の際に、これが顕著となると指摘されている<sup>152</sup>。司法裁量の幅を縮小するには、成立要件の詳細化が必要となる。要件が満たされているかを検討する際の考慮事項が明記されていない状況で、個人の問題に優越する共通のそれに関する基準は未だに曖昧な状況である<sup>153</sup>。そこで、クラスアクションの優位性に関して、同州裁判所は司法の有効利用と当事者間の公平性を助長するか否かの点を考慮して判断を行っている<sup>154</sup>。

## おわりに

1985年に連邦最高裁判所でShutts判決が出され、州裁判所において全米規模のクラスアクションを提起されることが認められた結果、多くの全米規模のクラスアクションが州裁判所で提起されるようになった。州裁判所でのクラスアクションは州制定法によって手続が進行する。ただし、連邦とは異なり、州法に基づくクラスアクションは規定が多岐に異なる。そこで、本稿ではまずクラスアクション成立の視点から、各州のクラスアクション規定を文言とその準拠するものの相違に沿って、分類化することから着手した。その結果、第一にクラスアクションそのものを認めないもの、第二に模範クラスアクション法の要件を必要とするもの、第三にフィールド法典の要件を必要とす

るもの、第四に独自ともいえるクラスアクション規定をもつもの、第五に1966年に改正された連邦民事訴訟規則Rule23の要件を必要とするもの、以上の5つのパターンに分けられた。

第一のクラスアクションを認めない州以外は、クラスアクション規定が準拠する法理は異なるものの、共通点が存在した。第一に多数当事者の存在、第二に法的又は事実上の問題がクラス構成員に共通であり、第三に適切な代表が行われるかについてが、共通するクラスアクション成立要件であった。模範クラスアクション法を採択する州のクラスアクション規定は、クラスアクションの成立要件が明確かつ詳細化がなされていた。フィールド法典に準拠する州法は、多くの者に共通な法的問題の存在又は当事者が多数にのぼることのみが成立要件として明文化されており、判例がそれを詳細化してきた。独自ともいえるノースカロライナ州の規定も、多数の当事者と適切な代表の二点のみが成立要件であり、要件の少なさの点からフィールド法典準拠州の規定と近似していた。ノースカロライナ州においても、判例によってフィールド法典準拠州と同じく要件の詳細化が行われてきた。

連邦民事訴訟法と比べ簡略化した成立要件を備えるこれらの州法は、結果的には判例によって連邦民事訴訟法上の要件とほぼ同一の内容となってきたのである。その意味で、州法上の文言にもかかわらず、判例が実質的に連邦民事訴訟法規定と同等にさせたといえる。しかし、かような州法の連邦法化がある反面、例えばフィールド法典州では利益共有がクラスアクション成立の基礎にあり、各々分類された州法にはその独自性が存在している。連邦民事訴訟法に準拠する州ですら、例えばマサチューセッツ州が広範な司法裁量を認める規定になっているように、各々の州の独自性が示されるものとなっている。州クラスアクション規定が連邦のそれとほぼ同一となった結果、原告側代理人はどちらの裁判所で訴えを提起しても、手続的相違の煩わしさを感じなくなったはずである。そこで、クラスアクションを広範に認める州では、その独自性がまさに州裁判所における全米規模のクラスアクションの増加を招く原因となったといえよう。

- 1 Thomas R. Grande, *Class Actions in State Courts-A Tool for the Trial Advocate*, 23 Am. J. Trial Advoc. 491, 493 (2000).
- 2 427 U.S. 797, 811 (1985).
- 3 若干古いデータではあるが、1988年にはクラスアクションは連邦裁判所で65件、州裁判所では33件であったが、1993年には連邦裁判所では101件に州裁判所で137件と、州裁判所における係属数が裁判所のそれを逆転し、1998年には連邦裁判所で286件、州裁判所で467件と、クラスアクションの増加とともに州裁判所における係属数が急増している状況が理解できる。これらのデータについては、拙稿「クラスアクションの成立を否定する連邦裁判所判決の州裁判所への争点効-In re Bridgestone/Firestone判決を中心に-」京都文教大学人間学部研究報告第7号11頁、注21 (2005)を参照。
- 4 See, e.g., George T. Conway III, *The Consolidation of Multistate Litigation in State Courts*, 96 Yale L.J. 1099, 1101 (1987); Geoffrey P. Miller, *Overlapping Class Actions*, 71 N.Y.U. L. Rev. 514, 516 (1996); Rhonda Wasserman, *Dueling Class Actions*, 80 B.U. L. Rev. 461, 462 (2000).
- 5 Pub. L. No. 109-2, 119 Stat.4, § 4. これは28 U.S.C. § 1332(d)に法典化されている。尚、クラスアクション公正法については、拙稿「クラスアクション公正法(Class Action Fairness Act)の成立と大規模不法行為訴訟への影響」京都文教大学人間学研究所人間学研究第7号63頁(2007)が詳しい。
- 6 特定の実体法分野に限定せず、あくまで一般的な民事訴訟法分野として州裁判所におけるクラスアクションを論じた最近のものとして、see, e.g., Jonathan R. Moothart, *Class Actions in Michigan State Courts: A Primer*, 78 Mich. B.J. 272 (1999); Ian Gallacher, *Representative Litigation in Maryland: The Past, Present, and Future of the Class Action Rule in State Court*, 58 Md. L. Rev. 1510 (1999); David W. Clark, *State Class Actions in Mississippi*, 24 Miss. C. L. Rev. 437 (2005).

- 7 最近になり、全米弁護士会(American Bar Association)の訴訟部会による、州法上のクラスアクションの調査が行われるようになった。本稿はこの調査を基に分析を進める。Thomas R. Grande et al, SURVEY OF STATE CLASS ACTION LAW 2004 (2004).(以下SURVEYと引用する。)尚、最新の資料の補足は、WestlawデータベースのA.B.A.Survey of State Class Action を使用する。
- 8 Fed. R. Civ. P. Rule 23 (a).  
 9 Fed. R. Civ. P. Rule 23 (b) (1).  
 10 Fed. R. Civ. P. Rule 23 (b) (2).  
 11 Fed. R. Civ. P. Rule 23 (b) (3).  
 12 Fed. R. Civ. P. Rule 23 (b) (3) (A)-(D).  
 13 William W. Blume, "The Common Questions" Principle in the Code Provision for Representative Suits, 30 Mich. L. Rev. 878 (1932).  
 14 See, e.g., Marx v. Broom, 632 So. 2d 1315 (Miss. 1994).  
 15 Newberg on Class Actions, § 13:2(4th ed.).  
 16 American Bankers Ins. Co. of Florida v. Booth, 830 So.2d 1205, 1214 (Miss. 2002).  
 17 USF & G Ins. Co. of Mississippi v. Walls, 911 So. 2d 463, 464-66 (Miss. 2005).  
 18 *Id.* at 467.  
 19 Miss. R. Civ. P. 20 cmt.  
 20 Jannssen Pharmaceutica, Inc. v. Bailey, 878 So.2d 31, 46 (Miss. 2004).  
 21 SURVEY, *supra* note 7, at 437.  
 22 Va.Code § 8.01-267.1(1).  
 23 *Id.* at § 8.01-267.1 (3).  
 24 *Id.* at § 8.01-267.2.  
 25 *Id.* at § 8.01-267.3.  
 26 *Id.* at § 8.01-267.4.  
 27 See, e.g., Bull v. Read, 54 Va. (13 Gratt.) 78 (1855).  
 28 *Id.* at 86.  
 29 See, e.g., Reynolds v. Bank of Virginia, 47 (6 Gratt) Va. 174, 181 (1849); Blanton v. Southern Fertilizing Co., 77 Va. 335 (1883); Johnson v. Black, 49 S.E. 633 (1905).  
 30 Bull, at 80.  
 31 Boshier v. Richmond & E.I.L. Co., 16 S.E. 360 (1892).  
 32 Va. Code § 1-16.  
 33 SURVEY, *supra* note 7, at 437-39.  
 34 Rules Civ. P. 1.262 - 1.277.  
 35 *Id.* at 1.261 (1).  
 36 *Id.* at 1.261 (2).  
 37 *Id.* at 1.262 (2) c.  
 38 *Id.* at 1.262 (2) b.  
 39 *Id.* at 1.262 (2).  
 40 *Id.* at 1.263 (2).  
 41 *Id.* at 1.263 (1).本項では、クラスアクション成立の考慮要素としてa～mまでの13号が列挙されている。a号では共通の利益がクラスに存在するか、b号では個別の訴えによって相手方当事者に矛盾する行為を命ずる危険性があるか、c号では個別の訴えによって他のクラス構成員の利益を侵害することになるか、d号では差止命令や宣言的救済がクラス全体に適切なものとなるか、e号は共通の法的又は事実上の問題がクラス構成員個別の問題に優越するか、f号はクラスアクション以外の訴えの方法は不適切か、g号はクラスアクションが裁判を行う上で最も適切な方法か、h号はクラス代表以外の当事者が個別の訴えで実質的な利益を有するか、i号は当該クラスアクションが他の手続での請求を含んでいるか、j号は他の法廷地でクラスアクションを提起すべきか、k号はクラスアクションの維持が極端に困難となるか、l号は準拠法決定上の争点が極端に困難となるか、そしてm号は争点の複雑さと訴訟費用の点から見て、クラス構成員の請求が訴額若しくは利益の点で不十分であるか、以上の諸点が考慮されるものと規定されている。  
 42 *Id.* at 1.263 (1)b.  
 43 *Id.* at 1.263 (1)c.  
 44 *Id.* at 1.263 (1)d.  
 45 Vignaroli v. Blue Cross of Iowa, 360 N.W.2d 741, 744 (Iowa 1985).  
 46 City of Dubuque v. Iowa Trust, 519 N.W.2d 786, 791 (Iowa 1994).  
 47 *Id.* at 743.  
 48 N.D.R.Civ.P. 23.

- 49 Peterson v. Dougherty Dawkins, Inc., 583 N.W.2d 626, 628 n3 (N.D. 1998).
- 50 Bice v. Petro-Hunt, 681 N.W.2d 74, 77 (N.D. 2004).
- 51 N.D.R.Civ.P. 23 (a) (1).
- 52 *Id.* at 23 (a) (2).
- 53 *Id.* at 23 (b) (2) (B).
- 54 *Id.* at 23 (b) (2) (C).
- 55 *Id.* at 23 (c) (1).同項はアイオワ州と同じく、A号からM号まで13項目にわたる公正かつ効率的な裁判となるかについての基準が規定されている。
- 56 *Id.* at 23 (d) (2).
- 57 アイオワ州においてはRules Civ. P. 1.263(1) a-m.またノースダコタ州においてはN. D. R. Civ. P. 23(c) (1) (A)-(M).が該当する。
- 58 アイオワ州においてはRules Civ. P. 1.263(2). またノースダコタ州においてはN. D. R. Civ. P. 23(b) (2) (C).が該当する。
- 59 Stone v. Pirelli Armstrong Tire Corp., 497 N.W.2d 843, 846 (Iowa 1993).
- 60 Blume, *supra* note 13, at 878.
- 61 *Id.*
- 62 Cal. Code of Civ. P. § 382.本規定は1872年にカリフォルニア州フィールド法典(民事訴訟法典)の一条項として制定され、実質的にそれ以来改正がされていない。SURVEY, *supra* note 7, at 33. 尚、カリフォルニア州のクラスアクションの経緯については、Note, *Class Action and Interpleader: California Procedure and the Federal Rule*, 6 Stan. L. Rev. 120 (1953). が詳しい。
- 63 Cal. Code of Civ. P. § 382.
- 64 *See, e.g.*, Sav-On Drug Stores, Inc. v. Superior Court, 34 Cal.4th 319, 326 (2004).
- 65 Dear v. Yellow Cab, 67 Cal. 2d 695, 704-06 (1967).
- 66 Linder v. Thrifty Oil Co., 23 Cal.4th 429, 435 (2000).
- 67 Dear, 67 Cal.2d at 709.
- 68 *Id.*
- 69 Reveles v. Toyota by the Bay, 57 Cal.App.4th 1139, 1154 (1997).
- 70 Civ. Code § 1781.
- 71 *See, e.g.*, Bell v. American Title Ins. Co., 226 Cal.App.3d 1589, 1603-06 (1991).
- 72 Linder, 23 Cal.4th at 437-38.
- 73 Neb. Rev. Stat. § 25-319.
- 74 Obstetricians-Gynecologists, P.C. v. Blue Cross & Blue Shield of Nebraska, 361 N.W.2d 550, 556 (Neb. 1985).
- 75 C. L. Robinson & Thomas H. Dahlk, *Class Actions-The Nebraska Procedure*, 61 Neb. L. Rev. 30, 38 (1982).
- 76 *Id.*
- 77 Hoiengs v. County of Adams, 516 N.W.2d 223, 240 (Neb. 1994).
- 78 Sarratt v. Lincoln Benefit Life Co., 323 N.W.2d 81, 83 (Neb. 1982).
- 79 Hoiengs, 516 N.W.2d at 241.
- 80 *Id.* at 242.
- 81 Blakenship v. Omaha Pub. Power Dist., 237 N.W.2d 86, 90 (Neb. 1976).
- 82 Robinson, *supra* note 75, at 47.
- 83 Benesch v. City of Schuyler, 555 N.W.2d 63, 68-69 (Neb. App. 1996).
- 84 Kosowski v. City of Betterment, 249 N.W.2d 481, 483 (Neb. 1977).
- 85 Wis. Stat. § 803.08.
- 86 Schlosser v. Allis-Chalmers Corp., 222 N.W.2d 156, 165 (Wis. 1974).
- 87 Goebel v. First Fed. Sav. & Loan. Ass'n of Racine, 266 N.W.2d 352, 360 (Wis. 1978).
- 88 *In re* Wal Mart Employee Litigation, 711 N.W.2d 694, 696 (Wis. App. 2006).
- 89 Hogan v. Musolf, 459 N.W.2d 865, 872 (Wis.Ct.App. 1990), *rev'd on other grounds*, 471 N.W.2d 216 (1991), *cert. denied*, 502 U.S. 1030 (1992).
- 90 Goebel, 266 N.W.2d at 360.
- 91 Schlosser, 222 N.W.2d at 165.
- 92 State ex rel Harris v. Larson, 219 N.W.2d 335, 338 (Wis. 1974).
- 93 Schlosser, 222 N.W.2d at 165-66.
- 94 Hogan, 459 N.W.2d at 872.
- 95 Cruz v. All Saints Healthcare Sys., Inc., 625

- N.W.2d 344, 351 (Wis. 2001).
- 96 *Id.*
- 97 *Browne v. Milwaukee Board of School Directors*, 230 N.W.2d 704, 705 (Wis. 1975).
- 98 *Pipkorn v. Village of Brown Deer*, 101 N.W.2d 623, 626 (1960).
- 99 *Nolte v. Michels Pipeline Constr. Inc.*, 265 N.W.2d 482, 486-87 (Wis. 1978).
- 100 この点について、ウイスコンシン州においては、ウイスコンシン州法の下でクラスアクションが提起された場合には、連邦民事訴訟法Rule23の解釈は必ずしも支配的でないとされている。*see, e.g., Browne*, 230 N.W.2d at 711.
- 101 N.C.R.Civ.P. 23(a).
- 102 *Dublin v. UCR, Inc.*, 444 S.E.2d 455, 461 (N.C.Ct.App. 1994).
- 103 Fed. R. Civ. Pro. Rule 23 (c) (1) (C).
- 104 Fed. R. Civ. Pro. Rule 23 (c) (4).
- 105 *Crow v. Citicorp Acceptance Co.*, 354 S.E.2d 459, 464 (N.C. 1987).
- 106 *Id.* at 465-67.
- 107 *Crow*, 354 S.E.2d at 464.
- 108 *Id.*
- 109 *Id.* at 466.
- 110 *Id.*
- 111 *English v. Holden Beach Realty Corporation*, 254 S.E.2d 223, 229 (N.C.Ct.App. 1979)
- 112 *Faulkenbury v. Teachers and State Employees Retirement System of North Carolina*, 424 S.E.2d 420, 430 (N.C.Ct.App. 1993), *affd.*, 436 S.E.2d 821 (N.C. 1993).
- 113 *Crow*, 354 S.E.2d at 465-67.
- 114 *Id.* at 466.
- 115 *Id.*
- 116 当然、文言の相違の許容範囲および追加・削除項号の範囲によってこの数は変動する。本稿においては、2007年までの資料で、連邦民事訴訟法との関連を注の末尾に表でまとめた。
- 117 N.J.R.Civ.P. 4:32.
- 118 *Id.* at 4:32-1(a).
- 119 *Id.* at 4:32-1(b).
- 120 *Id.* at 4:32-2(b).
- 121 *Id.* at 4:32-2(c)
- 122 *Id.*
- 123 *Gallano v. Running*, 33 A.2d 158, 164 (Law Div.1976), *certif. denied*, 384 A.2d 830 (1978).
- 124 この類型に属する州にインディアナ州があり、同州においてもクラスアクション承認の口頭弁論を開く旨の規定が存在している。*Ind. T. R. 76(c) (5)*.
- 125 Md.R.Civ.P. 2-231(b).
- 126 *Id.* at 2-231(c).
- 127 *Id.* at 2-231(g).
- 128 *Kirkpatrick v. Gilchrist*, 467 A.2d 562, 566 (Md.Ct.Spec.App. 1983).
- 129 *Id.* at 566-67.
- 130 O.R.C.P. 32A(5). ペンシルバニア州も通知の要件を定める州であるが、同州では、連邦民事訴訟法がRule23(b)(3)に規定されるクラスアクションについてのみ通知を求めているのに対して、全てのクラスアクションに通知を求めている(Pa.R.C.P. 1712)。
- 131 O.R.C.P. 32B(8).
- 132 La.Code Civ. P. 591A(5).
- 133 *Duhe v. Texaco*, 779 So.2d 1070, 1080 (La. 2001).
- 134 *Id.*
- 135 La.Code Civ. P. 591B(3)(e).
- 136 *Id.* at 591B(3)(f).
- 137 *See, Mire v. Eatelcorp, Inc.*, 849 So.2d 608, 614-15 (La.App.1 Cir. 2003).
- 138 La.Code Civ. P. 591B(4).
- 139 *Id.* at 591A.
- 140 その他に、連邦民事訴訟法Rule23(a)のクラスアクションの前提要件を規定上付加する州にサウスダコタ州がある。同州では、「訴えが賦課された税の回収を求めて州を相手取って提起されない」と、除外規定を盛り込んでいる(S.D.Codified Laws § 15-6-23(a)(5))。
- 141 *Massachusetts General Hospital v. Rate Setting Comm'n*, 359 N.E.2d 41, 47 (Mass. 1977).
- 142 *Cleary v. Comm'n of Public Welfare*, 485 N.E.2d 955, 965 (Mass.App.Ct. 1985).
- 143 *Fletcher v. Cape Cod Gas Co.*, 477 N.E.2d 116,

- 121 (Mass. 1985).
- 144 SURVEY, *supra* note 7, at 210.
- 145 Fed. R. Civ. P. Rule 23 (b) (1), (2).
- 146 Ma.R.Civ.P. 23(b).
- 147 Fletcher, 77 N.E.2d at 119.
- 148 *Id.* at 121.
- 149 Shutts, 472 U.S. at 811.
- 150 Ma.R.Civ.P. 23(b).
- 151 Baldassari v. Public Financial Trust, 337 N.E.2d 701, 706 (Mass. 1975).
- 152 Berry v. Town of Danvers, 613 N.E.2d 108, 112 (Mass.App.Ct. 1993).
- 153 SURVEY, *supra* note 7, at 214.
- 154 Carpenter v. Suffolk Franklin Sav. Bank, 346 N.E.2d 892, 897 (Mass. 1976). コネチカット州も、マサチューセッツ州と同じく連邦民事訴訟法Rule23(b)項(1)号および(2)号に対応する州法が存在しないとともに、(b)項(3)号の(A)～(D)に列記されるクラスアクション成立のための考慮項目が存在しない。Conn. Rules for the Superior Court, Practice Book § 9-8.には連邦民事訴訟法Rule23(b)項(3)号のいわゆる本文と同内容が規定されている。また、コネチカット州の特徴として通知を重大に取り扱わない傾向にある。



連邦民事訴訟法準拠州法と連邦民事訴訟法Rule23との関連表

州名	重要な相違点 (F.R.Civ.P.Rule23(a)-(e))	F.R.Civ.P.Rule23(f) と同等な規定あり	F.R.Civ.P.Rule23(g) と同等な規定あり	F.R.Civ.P.Rule23(h) と同等な規定あり	州法根拠規定
アラバマ	1998年以降の改正が反映されていない以外は特になし	○Ala.Code § 6-5-642.が根拠	×	×	Ala.R.Civ.P.23.
アラスカ	1998年以降の改正が反映されていない以外は特になし	×	×	×	Alaska R.Civ.P.23.
アリゾナ	特になし	×	×	×	Ariz.R.Civ.P.23
アーカンソー	F.R.Civ.P.Rule(1)～(3)項なし	○A.R.App.P. Rule2(a)9.が根拠	×	×	A.R.C.P.23.
コロラド	特になし	○	×	×	Colo.R.Civ.P.23
コネチカット	①F.R.Civ.P.Rule23(b)(3)(A)～(D)号なし	×	×	×	Conn.R.Super.Ct. Practice Book § 9-7-§ 9-10. / Conn.Gen.Stat § 42-110g, h.
	②F.R.Civ.P.Rule23(b)(1)(2)なし				
	③F.R.Civ.P.Rule23(c)(2)クラスアクション係属通知を要求し得るのみ				
	④F.R.Civ.P.Rule23(e)通知を要求し得るのみ				
デラウェア	2003年改正が反映されていない以外は特になし	×	×	×	Del.Super.Ct.Civ.R.23 Del.R.Ch.Ct.R.23.
ワシントンD.C.	①F.R.Civ.P.Rule23(c)(1)と(c)(2)に、裁判官が職権で通知費用を被告に負担させる旨を規定	○	×	×	D.C. SCR-Civ.23.
	②Rule23 I にクラスアクション手続を独立				
フロリダ	頭書に1.220(C)所定要件であるクラス代表を記入する等を行う	×	×	×	Fla.R.Civ.P.1.220.
ジョージア	2003年改正が反映されていない以外は特になし	○	×	×	O.C.G.A. § 9-11-23.
ハワイ	2003年改正が反映されていない以外は特になし	×	×	×	Haw.R.Civ.P.23.
アイダホ	①F.R.Civ.P.Rule23-1.株主代表訴訟の規定がRule23にある	×	×	×	Idaho R.Civ.P.23.
	②1998年以降の改正は反映されていない				
イリノイ	①F.R.Civ.P.Rule23(b)(1)(2)なし	×	×	×	§ 735 Il.C.S.5/2-801.
	②F.R.Civ.P.Rule23(b)(3)より厳密でない				
	③1987年以降の改正は反映されていない				
インディアナ	①クラス承認の際に口頭弁論を開く	×	×	×	Ind.T.R.23.
	②賠償金から弁護士費用を支出させることを認める				
カンザス	クラスアクション受理の裁量が広範	○	×	×	K.S.A. § 60-223.
ケンタッキー	1987年以降の改正が反映されていない以外は特になし	×	×	×	Ky.R.Civ.P.23.
ルイジアナ	①クラスが客観的基準で成立が判定される趣旨のクラス成立要件を加える	×	×	×	La.Code Civ.P.Art.591-597.
	②クラスアクションの優位性を考慮する要件を加える				
	③クラスアクションの優位性が成立しなくとも和解は認める				
	④1998年以降の改正は反映されていない				
メイン	2003年改正が反映されていない以外は特になし	×	×	×	Me.R.Civ.P.23.

メリーランド	①「正義が否定しなければ」の文言が加えられる	×	×	×	Md.R.Civ.P.2-231.
	②クラス承認の際に口頭弁論				
	③クラス代表のみが証拠調べにおける当事者				
	④1987年以降の改正は反映されていない				
マサチューセッツ	①F.R.Civ.P.Rule23(c)のlimited issue certificationなし	×	×	×	Mass.R.Civ.P.23
	②F.R.Civ.P.Rule23(b)(1)(2)なし				
	③潜在的クラス構成員への通知とクラス離脱に関する通知が要求されていない				
ミシガン	①F.R.Civ.P.Rule23(b)(3)は全てのミシガン州のクラスアクションに適用される	×	×	×	M.C.R.3.501
	②時効と反訴提起手続が規定される				
	③1987年以降の改正は反映されていない				
ミネソタ	①F.R.Civ.P.Rule23(c)と異なる	○	○	○	Minn.R.Civ.P.23
	②F.R.Civ.P.Rule23(e)と異なる				
	③2003年改正が反映されていない				
ミズウリー	①F.R.Civ.P.Rule23(e)なし	○	×	×	Mo.S.Ct.R.52.08.
	②2003年改正が反映されていない				
モンタナ	1967年以降のF. R. Civ. P. Rule23改正は反映せず	×	×	×	Mont.R.Civ.P.23.
ネバダ	特になし	×	×	×	Nev.R.Civ.P.23.
ニューハンプシャー	①F.R.C.P.Rule23と条文の構造が異なる	×	×	×	Nh.Super.Ct.R.27-A.
	②F.R.Civ.P.Rule23(e)なし				
ニュージャージー	①Rule23(c) 文言異なる	×	○	○	N.J.R.Civ.P.4:32.
	②Rule23(c)(3) 文言付加				
ニューメキシコ	2003年改正が反映されていない以外は特になし	○	×	×	N.M.R.A.R.1-023.
ニューヨーク	F.R.Civ.P.23(b)(3)のクラスアクションの優位性が、Rule23(a)の前提要件として解釈されている( <i>In re Colt Indus. Shareholder Litig.</i> , 565 N.Y.S.2d 755, 760 (1991)).	×	×	○	N.Y.C.P.L.R. § § 901-06. / N.Y.C.P.L.R. Rule 907-09.
オハイオ	①管轄決定のために訴えを併合する規定がある。	×	×	×	Ohio R.Civ.P.23.
	②1967年以降のF.R.Civ.P. Rule23改正は反映せず				
オクラホマ	①共通の事実上又は法的争点があり、クラスアクションが個々の訴えに優る場合には、構成員に通知がなされなければならない。ただし、500人以上のクラス構成員がいる場合には個々の通知を要しない(Okla. Stat. Tit. 12, § 2023. C)	×	×	×	Okla.Stat.Tit.12, § 2023.
	②1987年以降のF.R.Civ.P. Rule23改正は反映されていない				
オレゴン	①F.R.Civ.P.23(b)(3)のクラスアクションに優位性が求められていない	×	×	○	O.R.C.P.32.
	②救済範囲を考慮することを規定				
	③損害賠償を求めるクラスアクションでは、訴状提出前に被告に提訴を通知する				
	④時効の規定が加えられている				

	①損害賠償を求めるクラスアクションの基準に、1.争点の複雑さ又は訴訟費用の観点から、個々の訴えでは金銭的に訴えが維持できない場合、2.クラスアクション以外では個々の訴えでは費用と比べて少額しか回収できない場合、の2点に加えられている。				
ペンシルバニア	②クラスアクション提起の方式が限定 ③クラス構成員は裁判所命令で定義される ④全てのクラスアクションで通知が必要 ⑤クラスアクションが成立承認の前に取下げ可能 ⑥弁護士費用についての基準を明確化	×	×	○	Pa.R.C.P.1701-1716.
ロードアイランド	特になし	×	×	×	Ri.Super.Ct.Civ.R.23.
サウスカロライナ	①Rule23(a)の要件に、損害賠償請求の場合、個々のクラス構成員の訴額100ドル ②F.R.Civ.P.Rule23(b)(3)の共通の事実又は法的問題の存在、およびクラスアクションの優位性規定なし ③F.R.Civ.P.Rule23-1.株主代表訴訟の規定がRule23にある ④F.R.Civ.P.Rule23(e)なし	×	×	×	S.C.R.C.P.23.
サウスダコタ	F.R.Civ.P.Rule23(a)に、「訴えが賦課された税の徴収を求めて州を相手取って提起されない」と除外規定を設ける	×	×	×	S.D.Codified laws § 15-6-23.
テネシー	特になし	×	×	×	Tenn.R.Civ.P.23.01-05.
テキサス	①クラス承認はできるだけ早い段階で ②クラス承認は和解、取り下げの前に行う ③代表当事者以外は証拠調べの当事者ではない ④クラス代理人決定の際の考慮事項を列挙 ⑤クラス代理人への弁護士費用支払の詳細が相違	×	○	○	T.R.C.P.42.
ユタ	特になし	×	×	×	Utah R.Civ.P.23.
ヴァーモント	裁判所の許可なく訴えの取下げはできない	×	×	×	Vt.R.Civ.P.23.
ワシントン	1998年以降の改正が反映されていない以外は特になし	×	×	×	Wash.Super.Ct.Civ.R.23.
ウエストバージニア	2003年改正が反映されていない以外は特になし	×	×	×	W.Va.R.Civ.P.23.
ワイオミング	1967年以降の改正が反映されていない以外は特になし	×	×	×	Wyo.R.Civ.P.23.

A) F.R.Civ.P.Rule23(c)は、クラスアクションの許可命令、クラス代理人の指名、判決効の拡張、複数のクラス・サブクラス等についての規定

B) F.R.Civ.P.Rule24(d)は訴訟指揮についての規定

C) F.R.Civ.P.Rule25(e)は、示談、同意に基づく却下又は和解についての規定

D) F.R.Civ.P.Rule26(f)は、上訴規定

E) F.R.Civ.P.Rule27(g)は、クラス訴訟代理人に関する規定

F) F.R.Civ.P.Rule28(h)は、弁護士費用に関する規定

\* 以上の表は、2007年末までの資料を基にまとめている。

*Abstract***Class Actions in State Courts**

The United States Supreme Court held in *Phillips Petroleum Co. v. Shutts* that state courts can adjudicate non-resident class members in 1985. This decision led state courts to entertain nationwide class actions that had traditionally been adjudicated in federal courts. Because of the hospitality to class actions, the increased number of nationwide class actions has been filed in some state court. The trend was made by several factors, not only easiness for gaining certification of class actions, but the differences in substantive laws. In this note, firstly I categorize state statutes of class actions for the purpose of understanding how state class action statute has been enacted. And secondly I explore the requirements for the certification of class actions provided in state statutes in comparison with that of Federal Rules of Civil Procedure. Presently two states have no class action statute, and four types of class action statutes predominate in the United States; (1) Model Class Action Rule, (2) the Field Code provision, (3) original statute, (4) statutes modeled on the Federal Rules of Civil Procedure. State rules based on the Field Code and original statute pose distinct problems and disadvantage in maintaining class actions because of few requirements for certification. State courts in the states adopted such rules have added several requirements to the original rules. Ultimately, the state courts in such states have composed the requirements similar to the Federal Rule. Even if there are several categories of class action statutes, the requirements for the class action certification are almost the same among such categories. Class action statutes in states have been federalized and the number of nationwide class actions in some states has increased according to the hospitality to class actions.

Keywords: Class Action, state court